

なぜ裁判はゲイメディアから批判されたか

～LGBT と人権：府中青年の家裁判を振り返る—原告の立場から～

2018年5月12日：風間孝

0 はじめに

- ・同性愛者の人権が争点となった国内初の裁判：ゲイの間で賛否両論の声があがる
- ・現在でも、性的マイノリティの人権擁護の運動：性的マイノリティからの批判は珍しくない
- ・性的マイノリティ自身から向けられる批判はどのような意識と構造を有しているか？
→府中青年の家裁判を事例として考察
- ・分析対象：府中事件から裁判提訴をとりあげたゲイおよびゲイメディアの発言¹

1 裁判への支援・連帯の表明：ゲイ雑誌『アドン』（1974年～）と南定四郎を中心に

(1) 『アドン』での取りあげ方

事件直後からアカーによる報告記事を掲載、以後ほぼ毎月、裁判(準備)の状況を報じる

(2) 週刊誌『アサヒ芸能』[91年2月28日号]：「同性愛差別裁判の行方」

・南コメント：裁判提訴に対し「むしろ遅かったくらいだ」と述べ、「これは同性愛者にとっての人権裁判。戦後45年間にわたって諸外国で行われてきた人権運動や市民権の確立と同じです。日本にも個人の意識とは別に、差別の意識があったということ浮き彫りにした」

(3) ILGA 日本のもとで活動する各地のグループ

- ①ILGA 日本京都ミーティング：ゲイ差別の実例として勉強し差別反対の立場で支援
- ②ILGA 日本札幌ミーティング：札幌からも積極的に応援したい
- ③第4回 ILGA 日本全国大会：府中青年の家ゲイ差別事件支援がプロジェクトとして承認
- (4) まとめ：裁判の意義はどのように語られたか
 - ア) 日本でも同性愛者の人権運動がようやく起こった⇒日本寛容論
 - イ) 公的機関による差別意識の顕在化←青年の家でのカミングアウト

2 裁判への異論の表明：ゲイ雑誌『薔薇族』（1971年～）と伊藤文学を中心に

(1) 映画評論家・おすぎの主張 [「おすぎの悪口劇場」『薔薇族』1990年8月号]

- ①都教育委員会に対して：「まあ都の方も大概と馬鹿」
- ②アカーに対して：「税金を払っている人たちなら、公共施設はつかえるのですから、それは告訴すればいいのではないのでしょうか。当たり前のことでしょう。

でもねえ。私たちは同性愛者の団体ですって断って“青年の家”に泊まって親睦会をするなんていうのはいかがなものでござんしょうねえ。別にしてはいけないとはいわないけれど、私の感想としては、何故、同性愛者が群れなければいけないのですか。小さな力だから、数をたよりにあ

¹ 今回取りあげる『アドン』『薔薇族』以外のゲイ雑誌はこの時期、報告者の確認する限り府中裁判についてとりあげていない

つまれば出来ないことが出来るようになるだけでもおもっているのかしら。

★批判のポイント

ア)「同性愛者の団体」だと断って(＝カミングアウトして)青年の家を利用したこと

イ)「同性愛者が群れ」ること:(宗教的)抑圧のない日本で団体を結成する必然性はない

アメリカやヨーロッパのホモセクシュアルやゲイピープルたちがアソシエーションを組むのは長い歴史の中で宗教的に抑えつけられていたものをはねかえすポリティカルな運動だからであって、必ずしも親睦を目的で組織されているわけではないのですよ。

ウ)「ステップ・バイ・ステップ」でない「人権を獲得」の試み→イージー

大体、人権を獲得しようとするのに昨日、今日のムーヴメントで「人権」が手に入ると思っているなら、かなり、この団体はイージーな人たちが多いのでしょう。

今、世の中は「ホモセクシュアル」や「ゲイピープル」を認めているなんて本気で思っている同性愛者がいるのなら、楽天的もいいところ。とくに「人権」なんてものはステップ・バイ・ステップでやっていかなければなかなか手に入らないものなのです。(中略)それとも、この事件は、端から、公共施設を相手どって、団体の存在を宣伝したかったというのかしら……。それだと、ちょっと卑怯な方法をとったものね。

③まとめ

・人権獲得のために公共施設でカミングアウト:慎重さを欠いた安易な方法である
→人権獲得や都民の権利は否定しないが、裁判という方法を批判

(2)伊藤文学

①『アサヒ芸能』でのコメント

同性愛者の市民権という問題は、50年、あるいは1世紀を要する問題なのです。わたしが20年間やってきた経験からいっても、一步一步階段を上るように活動していくことが大事。若い彼らの気持ちもわからないではないが、こういうイチャモン的な争いを起こすと、世間は同性愛者に対して変な目を向けるようになりかねない。最近、若い女の子たちにも同性愛者に対する偏見はなくなってきました。当誌の読者の親が泣き叫んで電話をしてくることもなくなった。いまのところ、ほんとうにけんかをしなければならぬ差別というのは出てきていないですよ。同性愛者は異常でも変態でもないんだ、ということをもっとじっくり知らせていくべきで、一個の人間として許容できるものは許容するべきです。[『アサヒ芸能』1991年2月28日号]

②伊藤の主張のポイント

ア)「同性愛者の市民権」獲得の必要性は否定しないが、裁判という方法論に異を唱える

イ) 偏見が無くなりつつある現状で「イチャモン的な争い」をすべきではない

→「世間は同性愛者に対して変な目を向けるようにな」る

(3)『薔薇族』読者からの投稿 [『薔薇族』91年5月号]

①「伊藤文学のひとりごと」欄において紹介された読者T・Mによる投稿

彼らアカーの会のメンバーの提訴は勇み足であり、かえって社会に同性愛者のイメージを悪く伝えるばかりだと思います。(略) なにかあえて社会に荒波を立てて、ゲイ解放運動を起こそうと

しているような意図があります。

この前のアイスバーグプロジェクトの会合の時、伊藤編集長の記事(注 アサヒ芸能でのコメント)に関して、A誌編集長は、“このような意見に対して理解させるのではなく戦う必要がある”と、極めて過激とも、意味不明とも言える意見を述べました。

これは非常に問題を含んでいるように思います。自分達の主張を絶対として、それに反対または無視するゲイとは戦うということです。異なった人生を歩んでいるさまざまなゲイの実態を無視する発言のように思え、極めてゲイにとって危険な人物のような印象を受けました。ゲイ解放運動を唱えてはいるが、それはゲイ全体の幸福を考えた運動ではなく、特定のゲイの思想を全体に適応したもののようには思います。ゲイの権利獲得は闘争ではなく、世間の無知を理解させることのように思うのですが。(略)しかし実際はゲイ全体を巻き込み、問題を拡大しているようなそぶりがあります。これは極めて注意を要することだと思います。

②T・Mの主張のポイント

ア) ゲイの権利獲得自体は否定していないが、アカーや南の方法論を批判

→「社会に荒波を立てる」やりかたは「同性愛者のイメージを悪く伝える」ことになる

イ) 「ゲイ解放運動」が自らを含めた「ゲイ全体」を巻き込むことへの警戒

→裁判は、異性愛社会のまなざしを変化させ、クローゼットの中で生活するゲイに迷惑をかける

(4) まとめ：3人の共通点

①ゲイの人権獲得を否定はしないが、裁判を選択したアカーを批判

→裁判という「闘争」的な方法は異性愛社会からのまなざしを変える恐れがある

(「ステップ・バイ・ステップ」／「一步一步」／「社会に荒波」を立てない)

→異性愛社会から見過ごされてきた、ゲイの「平穏」な生活が破壊されることへの恐怖

②寛容とクローゼット

「異性愛者は、自分たちの異性愛の徴をどんなものでも露出することができるという社会的特権を享受している。逆に発言者が同性愛者である場合は、いつでもそれは、すべて時宜を逸した場違いで不作法な行いとみなされる。(中略)同性愛者の言説はすべてそれだけで過剰なのである。なぜならそれは、社会からの寛容という恩恵を得るために必要な慎みの限度を超えてしまっているからである。」[レトラド 2013:592]

3 ゲイの「処世観」への着目：平野広朗～『アンチ・ヘテロセクシズム』より～

(1) 裁判の意義

・アカーメンバーが行動したことによる差別の顕在化→「同性愛に寛容な文化的伝統」の否定
「隠花植物→葉隠→同性愛容認の文化伝統」の論法でもって、「日本には同性愛差別などない」と呑気なことを言う人も多いが、それは同性愛者が息を潜めて社会の体制に身を委ねていればこそその太平楽であって、ゲイが己が生を前面に打ち出したとき、どのような差別・偏見が襲いかかってくるか、府中青年の家事件が如実に示すことになった。[平野 1994:75]

(2) アカーの擁護

ア) カミングアウトして青年の家を利用し、青年の家側と交渉→「アカーは正しい」

イ) 裁判提訴：「差別の闘いのひとつの方法として当然の選択であった」と全面肯定

⇒「単純明快な道理が、『当事者』以外にはなかなか伝わらない」？→ゲイの処世観

ことにゲイのなかには、わざわざゲイであることを名告って公共施設で合宿までしなくたって、という批判的な声さえあるのだ。公共施設で合宿するのは、住民として当然の権利を行使しようとしただけのことであるから、このことに対する批判には反論するまでもないが、「わざわざゲイであることを名告った」ことについての批判・疑問は、ゲイのあいだに根強い処世観を反映したものであるから、論じておく必要があるだろう。それは、日常生活・社会生活のレベルではおとなしく異性愛者を演じて、ゲイの仲間うちで「自分」を発散すればハッピーな人生を送れるのではないか、という処世観である。[平野 1994:81]

⇒「根強い処世観」：クローゼットに留まれば「ハッピーな人生を送れる」

(3) 「同性愛者の生の技法」(アラン・フィンケルクロート)

(=ゲイやレズビアンの大半が生き残る術として器用に作り上げてきた振る舞い方)

そのような振る舞い方は、同性愛者が異性愛者と同じように自分のセクシュアリティを生きようとすれば、ただそれだけでも危険であり得たし、ただそれだけのことで、両親や隣人、職場の同僚のうちの最も優しい人ですら不倶戴天の敵となりかねないという状況があったからこそ必要だったのである [マンジョ 2013:195]

・クローゼットが失われることへの恐れや嘆き⇒クローゼットの理想化へ

4 おわりに：批判の向けられる先

「カミングアウトするのはいいが、僕たちゲイです、青年の家を使いますというのが受け入れられる状態なのか」「アカーの人たちは時代に救われた。アカーの人たちのゲイリブ、ゲイの人権で世の中が動いたわけではなく、それ以外の風潮が前向きに進んでいるから、認められた」(97年9月)

①裁判批判：異性愛社会からの同性愛者へのまなざしが変わることの恐れ

⇒「寛容という恩恵を得るために必要な慎みの限度を超える」[レトラド] こと

⇔クローゼットは寛容を与える側により恣意的に設けられる=いつとりあげられるか？

⇒クローゼットにとどまることで与えられる恩恵(ジェンダー化されていることに注意)

②批判の向けられる先：クローゼットやジェンダー特権を前提とする性的マイノリティの思考

⇒異性愛社会：クローゼットから出た場合の危険をちらつかせながら、留まるように促す

引用文献

平野広朗 [1994] 『アンチ・ヘテロセクシズム』現代書館。

風間孝・河口和也 [2010] 『同性愛と異性愛』岩波書店。

風間孝 [2015] 「性的マイノリティをとりまく困難と可能性—同性愛者への寛容と構造的不正義」『身体と親密圏の変容(岩波講座 現代 第7巻)』岩波書店、263-288。

レトラド、ディディエ [2015] 「露出症」『同性愛嫌悪を知る事典』明石書店、591-594。

マンジョ、フィリップ [2015] 「クローゼット／慎み」『同性愛嫌悪を知る事典』明石書店、195-200。